
令和元年 第97回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和元年12月16日（月曜日）

議事日程（第 4 号）

令和元年12月16日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第93号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 3 議案第94号 会計年度任用職員に係る関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第95号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第96号 新温泉町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 115号 新温泉町職員の給与に関する条例及び新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第98号 新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第99号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 100号 新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 101号 新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例の制定について
- 日程第11 議案第 102号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第 103号 令和元・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第 104号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（新温泉町商店街活性化拠点施設）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第93号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 3 議案第94号 会計年度任用職員に係る関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第95号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部改正について

- 日程第5 議案第96号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第115号 新温泉町職員の給与に関する条例及び新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第98号 新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第8 議案第99号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第100号 新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第101号 新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例の制定について
- 日程第11 議案第102号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第103号 令和元・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(新温泉町商店街活性化拠点施設)

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	平澤剛太君
3番	河越忠志君	4番	重本静男君
5番	浜田直子君	6番	森田善幸君
7番	太田昭宏君	8番	竹内敬一郎君
9番	阪本晴良君	10番	岩本修作君
11番	中村茂君	12番	宮本泰男君
13番	中井次郎君	14番	谷口功君
15番	小林俊之君	16番	中井勝君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 東康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村銀三君 副町長 田中孝幸君

教育長	西村松代君	温泉総合支所長	太田信明君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上弘君
企画課長	岩垣廣一君	税務課長	長谷阪仁志君
町民安全課長	西村徹君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	松岡清和君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	北村誠君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君	会計管理者	仲村秀幸君
こども教育課長	長谷阪治君	生涯教育課長	川夏晴夫君
調整担当	谷渕朝子君	代表監査委員	川崎雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第97回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会では、条例案8件、事件案4件につきまして御審議をお願いいたしたく存じます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第97回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る12月6日の会議以来、それぞれの会合に出席をしていますが、別紙、議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が12月10日に開かれています。委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、12月10日開催の総務産建常任委員会の報告を行います。

今回から、委員会審議の方法が変わりました。従来からの協議事項を初め、取り急ぐ報告や、要綱、規則の改正について審議したところでもあります。初めての試みでありましたので、時間が大きく延びております。総時間9時間58分30秒という長い時間でありました。少し長くなりますが御理解いただきたいと思います。

まず最初に、牧場公園課の報告であります。2件ありました。但馬牛博物館の、失礼いたしました。委員会資料をごらんになりながら、委員会資料の順で報告しますので、よろしくお願いいたします。

博物館の取り組み状況なり、また但馬牧場公園の整備事業についての報告でありました。若干の質問がありまして、ゲレンデ工事で人工芝の撤去、微小プラスチックが撤去きちんとできているのかということ、また、韓国の視察受け入れに対して、口蹄疫なりは大丈夫かと、そういうことがありました。産廃業者に完全に撤去させましたと、また、口蹄疫については8日間以上の滞在の規定で防止していると、視察のみは受け入れているという状況でありました。

協議事項で一般会計補正予算（第3号）についてであります。地域再生協働員の扱いが前後しているがなぜかということ、また待遇の違いと財政負担はどうなるかということに対して、7月から地域再生協働員でお試し採用をしていると。協力隊とほぼ同じだが、費用の4分の1を県に負担しなければならないと。地域要件もあるが、1月に住所移転で協力隊員としたいということでありました。また、協力隊員は、今のままではひとり立ちができないではないかと、プログラムの見直しが必要だということに対しては、実感していると、個々のプログラムを考え直したいということがありました。

その他、園内の案内について、時間を限定している部分があって、もっと開放できないのかということがありました。それについては、基本的に開放の方針で考えていきたいということでありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。

次に、農林水産課であります。報告事項は新年度に向けての規則、要綱の一部改正、3件の提案があったところであります。新温泉町土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正ですが、春來のタチヤ池の整備事業に当たり、同分担金徴収条例施行規則を改

正するものであります。事業費の100分の2を徴収いたします。

それから、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正についてですが、ため池治水活用拡大として、雨水貯水の促進に伴う補助金で3年間の事業だそうであります。新年度2件を予定しております。正法庵の奥山池と塩山の空田池の予定であります。

それから、新温泉町水産振興事業補助金交付要綱の一部改正ですが、漁船保険等加入推進事業の中で、底びき網漁船の補助で、新造船5年間の適用で、経営安定の視点から、現行5%を20%にしたいということであります。また、内水面漁業振興に関しては、資源の維持増大のために補助率を3分の1から2分の1に引き上げると、そういう内容でありました。質疑の中で、漁船保険補助率の差はなぜだったのかということ、見直しは底びき以外の船もすべきではないかという質問でありました。平成25年当時につくったものですが、一律20%の要望もあったようですが、大型船が保険料が高額であるということから差ができたようであります。初期の経営安定のために新造船に限り、助成していきたいということであります。漁協と協議しておりまして、御意見については継続して検討したいということでありました。

また、協議事項であります。一般会計補正予算(3号)についてですが、有害鳥獣の捕獲頭数、捕獲班の個人のわなの数は、また奨励金の窓口、それから免許の更新のことについての質問でありました。650頭の増頭で補正をいたしました。わなの条件は特にはありませんが、おおむね管理上から見れば、くくりわな、30個ぐらいが妥当なところだということでありました。奨励金の申請は、支所、本庁、施設の3カ所で受けているということ。また、尾っぽについては、一般廃棄物として処理しているということでありました。わなの更新については3年間ということでありました。それから負担金の減額の要因ですが、鹿捕獲事業の30年度が確定したことにより、減額となったものであります。

それから災害復旧の補助率と件数について、19号台風で農業施設1件の復旧があったと。激甚災害で95%を補助率として見込んでいると、そういう内容でありました。

採決の結果、全員賛成で承認したところであります。

また、議案第116号、損害賠償の額の決定及び和解についてということですが、11月29日の委員会で報告したところであるが、数値なり、そういうものが明確にして、改めて報告をしたいということで報告を受けたところであります。この件で桐岡区から求められている内容については、立木伐採、ヒノキ13本に伴う損害賠償、それから整地と植林及び10年間の管理、それから現場立ち会い及び役員会開催に伴う費用弁償の3点でありました。質疑の部分で経過の確認から検証したいと。結果、国家賠償法の根拠で賠償することになるが、原因者の公務員まで及ぶのかということの質問でありました。賠償は自治体が行うものだが、同法2項で求償権も有することもあり、担当職員に請求されるおそれもあることから、弁護士の意見も聞き、重過失の判断のもとで自主返納の形をとったと。職員を守る意味からも、この内容としたということでありました。

それから賠償額の95万1,000円は妥当かということ。ちょっと丁寧な補償ではないかということがありました。地元の要求は3点、先ほど申しましたが金額の提起はなかったということ。判断は難しいが相手方の了解も要ることだと。相手方の過失はなく、一方的に当方が原因をつくったと、販売額の3倍、それから逸失利益約39万円、95万1,000円で了解いただけて感謝したいということでありました。また自主返納額は町長、副町長が40万7,440円、職員は45万3,560円になるようであります。

採決の結果、賛成者多数5名で承認したところであります。

一般会計補正予算（第4号）、追加議案ですが、これについて、減給で町長と副町長が同じということに対しては、管理責任は同等であるとの判断だということ。当然ながら額としては町長のほうが多額となるということ。

採決の結果、賛成者多数5名での承認となりました。

次に、建設課であります。報告事項は2件ありました。町道除雪計画についてですが、主な変更点が、久谷桃観線1.2キロを消雪路線から除雪路線に変更したいということであり、交通量の減から融雪の効果がなく、地域の要望もあり、機械除雪に切りかえたということであり、質疑の部分で、浜坂地域の除雪時間を早める意見を以前にしたが、その後の経過はということ。また、市街地の除雪の改善はということ。それから除雪業者は同じかということ。業者の確保とオペレーターの要請はという質問がありました。土木の除雪時間の早めることはちょっと難しいということでありました。また町道関係については業者を調整し、対応するよう計画しているということ。また、浜坂の観測地点については、諸寄がなっているということ。市街地は除雪ボランティアの受け入れも視野に入りたいと。業者はほぼ同じだが、久谷と高山を委託したと。機械待機料を増額している。またオペレーター要請も検討したいということでありました。

また、残土処分場のことでありますが、条例制定の予定もあり、新残土処分場の設置管理等の概要や、経営計画、また町全体のスケジュールについて説明があったところであります。質疑で民間30万トンの町内の施工残土については、受け入れのマニフェストがあるのかということ。また、発生場所の確認についての質問ですが、チェック項目で搬入土砂を検査していると。それから発生場所についても確認しているという内容でありました。

協議事項ですが、町道路線の認定がありました。議案102号であります、大有工舎隣接の町有地、現在、職員駐車場だったと思うんですが、ここに至る道路の寄附を受けて、町道認定をするものであります。道路構造令に合致しており、有効幅員は4メートル、上水、下水も道路内に入っているという状況でありました。

全員の賛成で承認したところであります。

それから、一般会計補正予算であります、これについては全員の賛成で承認いたしました。また、浜坂地区残土処分場事業特別会計、温泉地区残土処分場事業特別会計についても全員の賛成で承認したところであります。

次、商工観光課であります。新温泉町プレミアム付商品券事業の進捗と申請期間延長についての報告がありました。消費税対策で実施のプレミアム付商品券事業の進捗で非課税対象者の交付が39.2%と低調であるということから、令和2年1月15日まで延長することにしたということでありました。

協議事項については、議案第101号、霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例の制定についてであります。自然環境整備交付金事業のメイン駐車場が完成見込みとなったため、施設管理条例を提案するものであるということ。将来的には指定管理を想定しているが、供用開始後、1年間は町が管理し、費用や問題点など把握した後に指定管理の手続きをとりたいという思いでの提案でありました。質疑の部分で遊歩道整備の部分の計画延長はということ、それからトイレの設置についてはということ、またシワガラやの安全対策についての質問がありました。歩道の計画延長については測量中で、現在はまだ確定はしていないということでありました。あずまやのみでトイレはないということ。シワガラやの事故の後に警察などを交えて指導を受けており、可能な限り対応はしたいという内容でありました。

採決の結果、全員賛成で承認したところであります。条例の内容なりにつきましては、資料を御清覧いただきたいと思っております。

議案第104号、公の施設に係る指定管理者の選定であります。新温泉町商店街活性化拠点施設、商店案内所・杜氏館ですが、これの指定管理の指定が提案されました。既に9月定例会で同条例の改正が行われ、指定管理ができる状態になっております。指定管理者は湯村温泉観光協会、18年間の商店案内所の運営実績及び自主事業の発展を見ながら、公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例5条1項4号により選定したということでありました。詳細については、計画書、協定書をごらんいただきたいと思っております。

主な質疑で、この機会に現在にあったような施設に転換すべきではないかと、当時の扱いについて、また自主事業がどんどんできるような支援をすべきについて、2つの施設、杜氏館・商店案内所ですが、これを一体管理するための指定管理であるということ。多くのアイデアも持っておられますし、今後に期待したいと、そういう内容でありました。また、杜氏技術者については継続したいということ。自主事業など、町も支援、協力をしていきたいと、そういう内容でありました。

採決の結果、全員の賛成で承認したところであります。

続いて、一般会計補正予算（第3号）ですが、質疑がありました。マイナポイントの説明が欲しいということで、マイナンバーカードの普及と利活用を目的に令和2年度からマイナポイントの事業が開始となるということで、キャッシュレス化の役割もあるようであります。例として、2万円を前納すれば5,000円のポイントが付与される、消費活性化策で1回限りの事業であるようであります。この補正については取扱店舗の拡大のために、委託料で商工会に予定しているということでありました。質疑について、

中小零細店には酷な制度と思える、委託先の商工会に十分個店への説明をするように指導してほしいということがありました。町内のキャッシュレス、クレジット対応店は現在69店舗あるようであります。多くの店舗で拡大できるように丁寧な説明を指導していきたいと、そういう内容でありました。

次、税務課であります。報告事項で平成31年度町税等徴収実績が示されました。特に大きな問題はなく、ほぼ前年並みで推移しているようであります。若干の質疑がありました。入湯税の滞納者の状況ですが、不納欠損はということがありました。また、時効中断はできているのかということやら、そういう質問に対して入湯税の滞納者は2件で、1件は廃業しているということ。1件は1月中に納入予定であるということでした。また不納欠損の可能性についてはあるということでありますし、滞納処分をきちっとしておいて、時効中断ということは継続しているという内容でありました。新温泉町税減免の取り扱い規則の一部改正の規則であります。従来、認可地縁団体及び特定非営利活動法人NPOは公益法人等に該当し、減免は個々に判断してきたということが現実でありました。今回の改正で収益事業を行わない同法人の均等割が減免が明記されることによって、同じ事業を継続する場合は、個々の申請が不要とされるという内容のものであります。質問に対し、町内には現在NPO法人が9法人ある、地縁団体は13件全て減免しており、特に大きな変化はないということでありました。

協議事項一般会計補正予算（第3号）については、採決の結果、異議なしで承認したところであります。

次、企画課であります。たくさんあったんですが、報告事項6件ありました。会計年度任用職員に係る関係要綱の整備並びに一部改正についてですが、令和2年度から実施となる会計年度任用職員への移行により、必要となる要綱制定と合わせて行う要綱の一部改正を今回お願いしたいということであります。条例上、嘱託職員が会計年度任用職員となることによる改正でありまして、基本的には報酬額、勤務形態には変更ないということでありました。改正する要綱は3本あります。新温泉町地域おこし協力隊設置要綱の一部改正については、4条に支援団体への事業の委託を追加する、これが新しい取り組みなんですが、予定の委託先については、浜坂漁協、上山エコミュージアム、春來振興会、団体の中に協力隊を入れていくという内容であります。また、新温泉町地域再生協働員の設置要綱の一部改正については、協働員の実施予定として、畜産振興等で集落支援モデルの部分に協働員を配置していきたいということでありました。それから、集落支援員設置要綱の一部改正ですが、総括的集落支援員の設置をしたいということ。集落支援員設置事業を令和3年度から実施を目指して、令和2年度はその準備作業をしたいということでありました。質疑で、委託で仕事の中身は誰が指示するのか、集落支援の募集はどうするのか、総括ということはどういう意味かということに対して、委託は漁協を例にすると、漁協の必要によりマッチングした結果で採用はしたいということであります。報酬は町が支給することになる。集落支援員は町全体の集落支援のあり方

を研究したいということでありました。隊員を守るために、支援団体の委託は書面で協議、協定すべき等慎重に進めてほしいということに対しては、もちろん書面での契約は行う、相互の理解が必要で、マッチングを大前提として進めていきたいということでありました。

それから、新温泉町地方創生総合戦略の見直しについてですが、計画年度は27年度から平成31年度は今年度で終わります。5年間が終了いたします。町の総合計画と一体性を図るために、同総合戦略を2年間延長し、令和3年度までとしたいと。県下でも同じような動きがあって56%の市町がこういう動きをとっているということでありました。延長のメリットは何かということがありました。どこの市町とも総合計画のずれがあることによって、これを見直すことで人口減少対策が第一命題、そういう範囲の中で進めていきたい。また必要によってKPI等必要な見直しは行っていきたいということでありました。

それから、親善大使の設置ということが提案されております。町内外の方から新温泉町の知名度は低いとの指摘がある、これを踏まえて知名度の向上、イメージアップを図るための施策の1つとして、新温泉町親善前大使の設置を検討したいという内容でありました。実施の時期は未定だそうであります。質疑がありまして、親善大使の特典はあるのか、選任はどうするのかということがありました。特に大きな特典は設けていないが町民扱いとしていきたいと。親善大使は公募方式ではなく、推薦方式を考えている、おおむね10人程度はつくりたいということでありました。

それから、兵庫県立浜坂高等学校の生徒に対するバス通学費の支援についてであります。まちづくり懇談会等、浜坂高校生徒へのバス通学費の補助の提案が多く出ておりました。新温泉町民バス条例第8条の規定によりまして、定期券購入に係る費用を減免する形で進めたいということであります。質疑の部分で自動車免許の返納対策も含めてはどうかということ。私立高校の授業料が無料となるが対策はあるのかに対して、現在のところは自動車免許返納の対策は考えていないということで、これについては関係の部署もありますので、そういう部分で検討はしていきたいということ。浜坂高校については、私立の無料化については大きく影響はないだろうということでありました。デメリット、不公平感に対する対応をどう考えているのかということがありました。従来からバス通学支援を行っておるとのことやら、また浜坂高校の支援という観点から行いたいということでありました。

また、奥八田要望事業の現状と今後の方針についてであります。この要望は平成24年の温泉地域小学校再編に伴い、地域の拠点施設整備の要望があったことに始まっております。幾多の経過があったが、改めて地元の組織と協議し、原点に返って整理したということ。今後の地域運営や集落支援についてアドバイザーを交え、集会、交流施設の整備内容等を検討したいということでありました。質疑がありました。辺地の活用と言われたが、過疎との併用はできるのか、辺地計画の策定は必要ではという質問に対して、

同一箇所では併用はできないが、辺地の有利さ、80%が交付税算入だそうであります。この部分を生かしていきたいと。3月には辺地計画を策定する予定であるということでありました。原点に戻るとはどういう意味かということ、エコミュージアムの中ではできないのかという質問がありました。旧奥八田小学校を活用した交流施設が根本の要望だったが、耐震化ができていなかったため、別の場所での検討になった経過があると。エコミュージアムを検討対象だが、エコ事業や施設管理は町と県と共同で行っており、ふるさと館の改修にも環境省の補助を得ていると、交流施設の運営についてはエコミュージアムを含めて活用したいということでありました。

風力発電のことについても報告がありました。昨年3月から事業者は高山地区で風況データの観測を実施してきたと。さらに詳細なデータ観測を行う必要があるのかを社内で検討していると。また工事に伴う機材の搬入経路の確認が難航しており、進んでいないとの報告でありました。一方11月、兵庫県では風力発電設備による騒音が生活環境保全上の懸念が増大していることから、風力発電設備に係る騒音の規制基準の見直しについて、環境審議会での検討が進められておると。そういう説明の後で副町長から、県ではあす11日から同規制基準の見直しで、夜間の騒音レベルを45デシベルから35デシベルに引き下げる、そういうパブコメが始まっているということ。見直し基準でいけば、同風力発電計画の21基については1桁台になることが想定されると、大きな影響があるということ、そういう新しい情報の発言もあったところであります。

協議事項、一般会計補正予算であります。採決の結果、全員の賛成で承認したところであります。

続いて、総務課であります。ここもたくさんのご報告がありました。報告事項5件についてですが、新温泉町財政計画については、令和元年度から令和10年度までの10年間について、社会情勢の変化を見込み、行革等に基づく歳出の削減効果、また、まちづくりに必要な主要事業等投資的経費等を反映させるとともに、過去の実績を考慮し、普通会計ベースで計画書が作成されております。関連する新温泉町財政運営に関する基本方針について、令和2年度から令和6年度ですが、令和元年度に第3次行政改革大綱の計画最終年度を迎えたこと。今後は同方針のもとで、自主公債費率や財政調整基金残高、また財政指標、特別会計、公営企業会計への拠出金、公共施設管理運営の効率化、集約化、職員の定数管理等で数値目標を設定して、安定した自治体経営の基盤を確立するという方針であるようであります。質疑の部分で、経常収支比率85.3%だが、それについての評価はどうかということ。具体的な目標値はということと、実質公債比率10.2%は低いのではないかと、13%ぐらいまで事業をすべきであるという質問がありました。全国平均は93%あります。これ以内を目標とした、実際実質公債比率は11.5%以内を目標としていきたいということでありました。財政運営の基本方針の冒頭に、従来の指標の改善の成果のもと、積極的な施設展開とあるが、耐えられる財政基盤かということの質問がありました。また他会計の繰出の基準外繰出を減却にすれば、運営ができた

くなる。公共施設の管理計画ができたが、今後の対応はどうかということがありました。必要な公共事業をするときに、できる財政基盤であるための計画であるということ。絶対に基準外繰出をしないのではなく、料金改定や必要な対応のもとで縮減を図りたいということ。公共施設管理計画については、個別施設計画を新年度策定したいと、そういうことでありました。詳しくは委員会資料、別冊資料を御清覧いただきたいと思います。

公有財産の処分についてがありました。今回の桐岡区の立木伐採の件は、報・連・相が不徹底であったということが原因と思われる。公有財産の処分については、この事業を検証し、再発防止に努めたいということで資料が出とるんですが、同資料のもとで改めて徹底を図りたいということでありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

新温泉町職員の任命等に関する規則の一部改正についてですが、地方公務員法の欠格条項の改正により、任用条項が変わったことにより改正するものであります。委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

その他、当日配付となった土地の境界の錯誤等による立木伐採に対する職員の懲戒処分等についてであります。今回、桐岡地区で発生した職員の土地の境界の錯誤等による立木の誤伐において、職員分限懲戒審査委員会の結果において、処分が決定したとの報告がありました。質疑の部分ですが、懲戒処分で農林水産課職員は10分の1の減給が2カ月、町長、副町長は監督責任で、月額10分の1が1カ月であると、この差はなぜかということ。また、財産処分の手順でいけば、最初の管財係の判断が大きな問題であった。重大な過失には疑問を持つという質問でありました。管財係は財産管理の範囲で原課につないだもの、農林水産課は原因者であることから、重い判断となった。賠償額の補填については、町長、副町長のほうが金額的に多くあるということ。また重大な過失は弁護士の助言も受け、判例にある著しい注意の欠如という判断の中であったということでありました。内容等詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

新温泉町行政組織条例の一部改正であります。新温泉町行政組織条例に公立浜坂病院及び介護老人保健施設ささゆりを追加するとともに、公立浜坂病院及び介護老人保健施設ささゆりの組織、分掌事務、職及び職務に関する規則を整備するものであります。このもとで新温泉町行政組織条例等の一部改正案のほか、関係2条例、関係3規則をあわせて3月定例会で改正したいということの内容でありました。また、県職員の招聘による教育指導体制の強化に伴う新温泉町職員の給与に関する条例及び規則の一部改正については、県職員の招聘協議を現在進めており、条例改正が必要になることが想定されると、そういう報告でありました。質疑で県職員の招聘はどのような職かという質問がありました。教育指導の強化を中心的に行っていただく、そういう職で招致したいということでありました。

協議事項であります。兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、中播農業共済事務組合が脱退したことによっての規約変更であります。

異議なしで承認したところであります。

続いて、会計年度任用職員に係る関係条例の整備等に関する条例の制定についてですが、会計年度任用職員の制度の実施に伴い、関係条例を改正するものでありまして、第1条として、新温泉町人事行政の運営等の現状の公表に関する条例の一部改正のほか、6条例の一部改正が今回行われるものであります。附則第3項では、新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例が廃止になると、そういうことも含まれております。質疑がありました。会計年度任用職員の職種で、フルタイム、またパートタイムについての公表はいつかということがありました。募集時期に公表するという。可能な限り早期に説明会を持ちたいということでありました。

異議なしで承認したところであります。

新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及び新温泉町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、令和元年8月7日人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものであると。本年の給与勧告のポイントですが、民間給与との格差、0.9%を埋める、ボーナスの引き上げ、0.05カ月分、勤勉手当に配分すると。住居手当の支給の見直しがあるようであります。質疑として、新聞報道では、全紙が景気が下がっているとの評価が出ておると。なぜ人勧はアップなのかということがありました。人勧は民間との比較で勧告される制度であります。1年おくれで民間準拠となる、そういう時間差が生じるということでありました。

採決の結果、議案95号については賛成多数で承認しました。

議案96号について全員賛成で承認しました。詳細は議案資料を御清覧ください。

次に、議案第98号ですが、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてであります。本日資料の差しかえがあるということがありました。改正理由は、同寄附金のより効果的な活用を図るため、また金融機関等の保険事故の対応をするため、所要の改正を行うものであります。具体的には、寄附の事業区分に町長が特に必要と認める事業を追加することでありました。これに関しての規則、事業区分に多くの議論が集中したところであります。事業区分の解釈で都合よく使った経過がある、今年度予算だと思っておりますが、そのことやら、規則の事業区分と重複するような内容もあると、4つの事業区分に限定することなく見直してもよいのではないかと。また特認事項は極力避けるべきではないかと、クラウドファンディングなどの視点はあるのかなど、意見がたくさん続出したところであります。このような議論のもとで同施行規則の一部改正については、様式の改正のみとして差しかえをしたいと、それがきょうのお話であります。

全員の賛成で承認したところであります。

令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてですが、これについて総務課関係質問があったところであります。財産管理費の委託料2,100万円は道の駅も入っているのかということ。委託先はさとふるやふるさとチョイスであって、道の駅も含まれておるということでありました。また、八田交流施設の設計費が予算計上されている

が、公共施設総合管理計画から見てどうかということ。管理計画の全体的な流れは縮小、適正規模だが、必要な施設は必要であると、そういう観点から予算に至ったということでもあります。

採決の結果、全員賛成で承認となりました。

また、議案の取り下げで追加議案となった議案第115号、新温泉町職員の給与に関する条例及び新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、人事院勧告と成年被後見人等権利制限に係る措置等の法律により、地公法が改正になったための一部改正であります。今回の改正は1条で給料表の改正のほか、5条立てで改正をいたします。あわせて、新温泉町職員の給与に関する規則、新温泉町技能労務職員の給与等に関する規則も一部改正となるものであります。

審議の結果、異議なしで承認となりました。詳細は議案資料を御清覧ください。

また追加議案、117号であります。新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。桐岡地区所有の立木伐採に係る職員の不祥事に対して、管理者としてみずからを律するため、町長及び副町長に係る給料月額10分の1を1カ月、損害を賠償するため10分の1を3カ月、合わせて5万円を減額するものであります。その所要の改正を行うものであります。

質問がありました。既に多くの議論がなされた結果でありました。これについて大きな質疑はなかったところであります。

採決の結果、賛成多数で承認しました。

それから、同じく追加議案です。一般会計補正予算（第4号）については、採決の結果、賛成多数で承認したところであります。

次に、議会事務局ですが、協議事項は1件、一般会計補正予算（第3号）のみでありました。異議なしで承認したところであります。

最後に、意見書と要望について審議いたしました。結果として、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、過疎地の現状と今後の対策を鑑み、同法の継続を望む観点から意見書を提出することで決定したところであります。

また、令和2年度新温泉町商工会及び中小企業振興に係る要望については、要望の趣旨は基本的には理解しているものであるが、継続して内容の調査をしてみたいと、そういうことにいたしました。

閉会中の継続審査については10項目を議長に提出することといたしました。次回の委員会は令和2年1月22日、報告関係を主に審議したいと、そういうことを決定したところであります。

以上、大変長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長長の報告は終わりました。

委員長長の報告のうち協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 総務課の新温泉町ふるさとづくり寄付条例施行規則の一部を改正する規則、この件でいろいろと御意見があって、結果的には様式を変えるだけということでおさまったようではありますが、もう少し様式そのものがこの中に入っていますか、審議資料の中へ。当局から変更点を含めて休憩中に交換するということでもありますけども、ちょっと何かもう一つ意味がよくわからないので、それどういうことなのか、これから審議は審議でやるんですけども、なぜ様式だけで済みますのか、様式はどこにあるのか、ちょっと教えてください、それだけ。

○議長（中井 勝君） 中村総務産建委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 委員会資料をお持ちでしょうか。そこに見出しの部分で審議資料56から57ページという表示があるんですが、56、57、58、59、具体的には59ページに様式がついております。今回、従来、事業区分4項目であったものに町長特認事項をつけて5項目にしたと、そういう部分で寄附金の用途をもっと広くという観点のもとで条例改正をしたいということがあって、その規則改正もあわせてされた。その中には条例改正に基づく様式の改正もあるわけですし、大きく委員会の中で議論となったのは、規則改正の部分であります。町長特認事項を条例の部分で持ちながらなおかつ規則の中でも、町長が必要と認める事業という表現もあり、また、伝統文化の振興に関する事業と条例で言いながら、また規則の中で日本遺産、農業遺産に関する振興に関する事業とか、そういうものが出たりして、要は条例の事業区分と規則の事業区分がきちっと整理できてないということから、委員会の中では多く議論があったところであります。ただし、条例における改正趣旨は理解できますし、その中で条例についてはいいだろうという委員会の中でありました。あと、規則についてはもう少し検討してほしいなということで、今回については条例に基づく指定様式の改正のみとすると、それ以外については継続して検討したいということでもありますし、これの実施が令和2年1月1日からなんです。それはなぜかということ、次の募集にかからんとあかんという状況でありました。暦年で要は募集してますので。ですから、ちょっと急いでせんなんということもあったりして、今回は様式の改正で置きたいと、そういうことにおいてきょうの資料の差しかえとなったものであります。よろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） そうすると、条例は変えないということで、条例にも4項目なりあるんですけども、いうことになるんでしょうか。それだけ教えてください。あとはまた出てきたときに聞きますので。

○議長（中井 勝君） 中村総務産建委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 条例は変えます。上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業ということは条例のその分における条例改正は認めました、委員会として。要はもっとたくさんの事業に人を拡大してほしいということやら、要は何も書かない寄附者も結構おるんですよ、どこに使ってくれていうやつ。それは

きちっと意思表示ができるような特認事項という形もとるべきだと、そういうことで寄附者の寄附の意向がより明確になるようなことも含んでの町長特認事項での条例改正であります。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

これで質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月12日に開かれていますので、委員長から報告をお願いします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。ただいまより、民生教育常任委員会の報告をいたします。

先ほど、総務産建委員長が申し上げておりましたように、3委員会から2委員会になりましたので、担当所管の課がふえまして、大変調査項目が多くて、審議も時間を要しまして、項目也多かったんでございます。今回報告が長くなると思うんですが、要点はちょっと得ておりませんが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

開催日時は令和元年12月12日に行っております。所管事務調査は6課でございます。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院でございました。早速、各課の報告に入ります。

まず、こども教育課でございます。報告事項は5件ありました。そのうち質疑のあった項目だけ報告いたします。お手元に配付してあると思うんですが、資料に基づきまして項目を入れております。第1項目め、令和元年度の学校給食異物混入状況についての報告がありました。これは9月2日から11月26日までの報告でありまして、そのうち11月20日に浜坂北小5年生、浜中1、2年生、この給食の中にポトフという総菜の中に白菜に付着しておっらしい虫が混入していたという事例が発生しておりまして、それに対する対応策等の報告を受けております。それにつきましての質疑で、給食用野菜を洗浄を3層洗いから4層洗いに変更しても完全除去はできないのではないかとという質疑がありまして、当局からは職員の確認を徹底すると、これは作業中とか、職員各自が対応して、徹底管理をするという対策をとるとということで説明を受けております。

2項目めは、第6回子ども議会アンケート結果についてという報告がありまして、説明を受けております。その中で質疑がありまして、子供議員から提案された事項で、当局で実現可能なものがあれば、学校のほうに出向き説明してはどうかという意見があり

ました。これに対しまして、ふるさと教育事業学習に取り組んでいるとの説明を受けております。特に学校内では掲示物とか展示物とかで非常にそういうPRというんじゃないですけど、校内にもそういう掲示物が多かったという報告は受けております。

次に、5件目でございました。浜坂認定こども園の整備についてということで説明を受けております。これは建てかえ候補地の企画表に基づいて従来からの検討委員会、審査委員会、総務委員会等の説明のまとめのような企画表を示されて、それに基づいてる説明を受けました。その中で、質疑が何点かございますので報告いたします。

まず1点目、認定こども園建設候補地について、整備検討委員会の検討候補地をなぜ今回の資料で抹消したのかという質問に対しまして、検討委員会の除外結果は10月の総務教育常任委員会で報告済みのため、報告では資料として抹消されとるような説明でありました。次に、審査会が決定したB案で警報が出れば避難するので安全は確保されとると説明を受けましたが、避難はどの段階で誰が決定し、実施するのかという質問、質疑がありまして、これに対しまして、警報発表時、園長が休園を決定し、保護者に迎えの要請を行うと、その後、避難指示は教育委員会が行うという説明でありました。

3点目に、多くの住民の方々、グループは、現在地での早期整備を求める要望書が町長、教育長、議長に提出されている、園舎東側の用地を拡張し、安心安全対策を十分講じて、早期着工を希望するという意見がありました。検討委員会、審査会における結論を尊重し、総合的に判断して決めたという答弁を受けております。

次に、協議事項がありまして、協議事項1、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についての説明がありまして、これは審議の結果、全員賛成、承認いたしております。

2件目、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について、これも全員賛成で承認されております。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） ちょっと見にくいもんで失礼いたしました。

2件目の令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）につきましては、賛成少数で承認されませんでした。そのように訂正いたします。

3、その他では1件ございまして、県職員の招聘による教育指導体制の強化についてということで、教育主事を来年4月から1名採用予定という説明を受けております。

次に、生涯教育課です。報告事件はありませんでした。協議事項は、1件目、令和元

・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての審議でありました。提案があり、これは議案の78ページに書いてありますので御清覧をお願いしたいと思います。

質疑といたしましては、最低入札価格の決定方法はどうかということでありました。予定価格の90%としたという説明を受けております。2点目に建築確認申請を民間に委ねたのはなぜかという質問に対しまして、県民局の助言により決定したという説明を受けております。

これも審議の結果、全員賛成、承認しております。

2点目ですが、令和元年度の一般会計補正予算（第3号）についてですが、これも全員賛成で承認されております。

次に、町民安全課でございます。報告事件は1件ありまして、マイナンバーカードの交付事務についてであります。実績では11月末では交付部数は1,390件あったように報告を受けております。質問で、発行部数の人口割合はどのくらいでしたかということに対しまして、11.7%ということでした。

協議事項に入ります。1件目、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。質疑がありました。1つ目、町が意思能力を判断する基準があるかという質問に対しまして、答弁といたしましては、前例がないため、実際には他の事例に従うことになるという説明がありました。

審議の結果、全員賛成、承認をいたしております。

2件目に新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、審議の結果全員承認ということでありました。

3件目でございますが、新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正であります。これも審議の結果、全員賛成で承認されております。

4件目、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）、これも異議なく、全員賛成で承認されております。

次に、健康福祉課でございます。報告事項は4件ありまして、そのうち4件目のグループホームについての質疑でありまして、グループホーム事業者への運営内容に関する要請はできるかという質問に対しまして、現時点では事業内容に踏み込んだ想定はしていないという答弁でありました。

協議事項は4件ありまして、1件目は令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）、異議なく全員承認されております。

2件目は令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、これも異議なく全員承認しております。

3件目、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、異議なく全員賛成、承認されております。

4 件目、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、これも異議なく全員賛成、承認されております。

次に、上下水道課でございます。報告事項が 4 件ありました。その中の質疑は、4 件ともありませんでした。

協議事項につきましては、1 件目の令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）、異議なく全員賛成、承認されております。

2 件目、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）、異議なく全員賛成、承認されております。

次に、公立浜坂病院で報告事項が 2 件ありました。1 件目、施設管理設備改修工事等について、工事概要から一般質問に対する指摘事項の説明がありまして、内容につきましては、委員会資料の 1 ページを御参照ください。それに対しまして質疑がありまして、この事業はどのように協議され、いつ計画されたかということで、予算編成時に職員体制を考慮して計画したと、答弁がありました。次に、予算書における減価償却費の明細書等を委員会として資料請求するというので当局に申し出ております。答弁としまして、使用部分は資料提供するという答弁でありました。

次に、協議事項に入ります。1 件ございます。令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）、異議なく全員賛成、承認されております。その他の事項で閉会中の継続調査につきまして、議長への申し出をすることに決定いたしております。

以上をもちまして、民生教育委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について、質疑があればお願いします。ありませんか。9 番、阪本晴良君。

○議員（9 番 阪本 晴良君） ちょっと 1 点だけお聞きいたします。町民安全課の協議事項の 3 番目に規則の一部改正を協議事項として掲げておりますけれども、ほかの課でしたら、規則は報告事項ということで、これまでできておりましたけど、何か特別な事情があって協議事項で協議されたのか、その辺がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 宮本民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） その点につきましては、審議のときには委員からは質疑は出なかったんですけど、この町民安全課のときかどうかはわかりませんが、規則の改正は報告事項でもいいじゃないかという意見もありました。今回は、このように提出資料が規則に出ておりますので、今回の私も検討する時間も感づいておりませんので、当局とも相談する時間もなかったもので、まず委員さんから指摘されておりますので、その点につきましては、今後当局と協議しまして、次回からどうするかということを決めたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

これをもって質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、町長から報告がありましたらお願いします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 特にありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第2 議案第93号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第93号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年4月1日付で中播農業共済事務組合が脱退するため、地方自治法の規定により、関係市町と協議し、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第93号の説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和2年4月1日付、兵庫県農業共済組合の設立による中播農業共済事務組合の解散、脱退に伴いまして、兵庫県市町村職員退職手当組合の規約の変更を行うものでございます。説明の都合上、審議資料の1ページ、新旧対照表をごらんください。

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案です。現在、兵庫県下46団体で組織しておりますけども、来年4月1日以降、右側改正案のとおり、中播農業共済事務組合が脱退し、45団体となります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 9 4 号

○議長（中井 勝君） 日程第 3、議案第 9 4 号、会計年度任用職員に係る関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う関係条例の整備及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員法の一部が改正されることに伴う所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第 9 4 号の説明をいたします。

9 月に会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定させていただきましたが、制度の導入に当たり、関係する 6 つの条例の一部を改正する必要があります。また、あわせて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、このたび提案をさせていただいております。説明の都合上、審議資料 2 ページをごらんください。

まず、第 1 条関係では、新温泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をいたします。右側の改正欄をごらんください。任命権者の報告事項ということで、第 3 条、任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員、臨時的任用された職員及び非常勤職員、法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員、これは再任用職員でございます、及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員、これはフルタイム会計年度任用職員を指しております、を除く、括弧を閉じて、を除く以下同じに係る次に掲げる事項とするということで、逆説的になっておりますけ

ども、つまりは臨時的任用職員や、他の非常勤職員は、報告の対象から外れますけども、再任用職員とフルタイム会計年度任用職員にあっては、報告の対象となるというものでございます。なお、前条の規定による報告といいますのは、前年度の人事行政の運営状況でございます。

続いて3ページをごらんください。第2条関係では、新温泉町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正をいたします。改正案をごらんください。休職の効果、第4条第4項で法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中3年を超えない範囲、この3年を超えない範囲というのは常勤職員の休職期間でございます、とあるのは、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内とする。つまり、会計年度任用職員も対象となってきますけども、任期が1年であるため、新たに4項を設けて、任命権者が定める任期を休職の期間の範囲内とするものでございます。

それから減給の効果で第7条、減給は6カ月以内の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬（新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第1項から第3項までに規定する報酬）の額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。これはフルタイム職員は給料であるために、現行条例で適用できますけども、パートタイム職員については報酬であるために、報酬の場合の規定を加えているものでございます。なお、第17条第1項は月額、第2項は日額、第3項は時給となっております。

それから次に、失職の例外ということで、第9条は成年被後見人の権利の擁護関連で、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から外れることによって、条ずれが生じるものでございます。

審議資料の9ページをごらんください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要ということで、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるというものでございます。公務員等においては、改正内容の(1)公務員等のところに記載のとおり、太枠で囲っております。原則として現行の欠格条項を単純削除するというようになっております。そして一番下においていただきまして、施行期日は、原則として公布の日となっております。

4ページをごらんください。次に、第3条関係で、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正いたします。第7条第2項で、給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員、地方公務員法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くのうち、基準日以前6カ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給するというもので、これについては

会計年度任用職員については、勤勉手当の支給はないというものでございます。また、第8条は育児休業をした会計年度任用職員の職務復帰後における号給の調整ということですが、これも行わないというものでございます。

5ページをごらんください。第4条関係では、新温泉町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正いたします。補償基礎額で第5条、この条例で補償基礎額とは次の各項に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とするということで、4号を追加しております。第1号は非常勤の委員、監査委員、それから第2号で報酬を日額で定めているものについて規定しております。第3号については報酬を日額以外の方法で定めているものについて規定しております。そして、給料で支給される職員の規定がないために、新たに第4号を設けたものです。フルタイム会計年度職員が対象となります。

それから6ページをごらんください。第5条関係では、新温泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正いたします。職員の派遣で第2条第2項、法第2条第1項に規定する条例で定める職員は次に掲げる職員とする。この法第2条第1項は、条例で定める職員を除くという規定でございます。第3号で地公法第22条に規定する条件つき採用になっている職員ということで、地公法の条件つき採用の根拠規定が第22条第1項から第22条へと改正されたことによるものでございます。

7ページをごらんください。第6条関係です。新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部を改正いたします。定義ということで、第2条第1号、職員、法第3条第2項に規定する一般職の職員うち常勤の職員、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を含む及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいうということで、パートタイム職員は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第30条において、費用弁償で支給いたしますけども、フルタイムの職員については、常勤の職員の旅費に関する条例第2条第1項第1号の職員の定義づけの中に含めて旅費として支給するものでございます。結果としまして、フルタイムもパートタイムも常勤職員に準じて支給することに変わりはありません。今回、会計年度任用職員に関係となるのは、フルタイムの定義づけのみで、第3条第3項、第6項、第7項については、未整備の部分がございましたので、今回あわせて改正をさせていただいております。

それでは、条例の本文に戻っていただきまして、附則でございます。附則といたしまして、施行期日、1、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の新温泉町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例第9条の規定は、公布の日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の新温泉町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害、または通勤による災害に係る補償について適用する。これまで適用するに至った事例はございません。それから3として、新温泉町非常勤の嘱託職員の報酬及び費用弁償に関する条例は廃止するというので、全ての職員が

会計年度任用職員に移行するため、廃止するものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと基本的なことをお尋ねしますけども、今回、大きな制度改正ということで、いわゆるフルタイムの職種は具体的に決まったんですか。どの職種がフルタイムなのか。大部分はパートタイマーだと思うんですけども、その方たちに対する時間的なものは何時間なんですか。私が聞いたところでは、何か7時間だというようなあれをしておられるようですけども、それをちょっとお聞かせ願いたい。それでパートタイマーなんかの労働条件で有給だとか、そういうものがあるわけですけども、当然の話。これは正職と変わらないと、常勤職員と。こういうことになるんでしょうか。それからここにいう短時間勤務ってのは、これは何時間の話なんでしょう。そこから辺のところ、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） フルタイムの職種、それからパートタイムの時間、これにつきまして、今現在、臨職労と事務折衝をしている最中でございます。先日の事務折衝で大方の合意を得ておりますけども、まだ団体交渉に至っておりませんので、引き続き、事務折衝をして決めるという予定にしております。有給の関係につきましては、現在の有給の状況、これが下回らない状況で付与する予定にしております。それから、忌引等に関しましては、正規職員と同様にするという考え方でおります。それから、短時間勤務につきましては、それぞれ再任用の職員の所属する部署によって違いがございますので、一概に何時間が短時間ということは申し上げられません。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） パートタイムについては、7時間ですかと私は言ったんですけど、それについてはどういうあれなんですか。何時間をパートタイムというのかと。当然そのことによって、あと仕事ができないとなったら、いわゆる残業になるのか、それは。

それから、有給などについては下回らないっていう何か話が出てましたけども、下回らないと、それから私は聞いているのは、正職員と同じですかと。何だか微妙に話がちょっとよくわからないです。例えばフルタイムの方は、いわゆる副職を認めるんですね。ほかに仕事もやってもいいと、この範囲はどういうことになってるんでしょう。当然、今の時間的なものっていうか、給料では生活もままならないのが実態なんです。パートタイムの人たちもね。ただ、そのいわゆる副職、これが認められるのかどうなのか、どういう範囲内だったらきちっと認めるのか、前もちょっとこの議論をさせていただいたんですけども、そのことについての明確なお答えがなかった。もし、7時間としたら、

その後の例えば45分なら45分だとか、そういうものについて、はっきり言ったら公務労働の中で人手不足はありますから、それもいわゆる副職として認めるのか。わかりますね、意味は。ちょっとそこら辺のところ、あれをしていただきたいと。下回らないという言葉が私は上回れとは言いませんけども、正職と一緒にですかって聞いているんですから、その答えについては、もう既に明確だと思うんです。その点、どういう考えなんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中井議員、副職と一生懸命言ってきましたけど、兼職というふうに聞き取ったらいいんですか。

○議員（13番 中井 次郎君） 兼職ですか。

○議長（中井 勝君） そういうふうに質問したんですね。

○議員（13番 中井 次郎君） はい。

○議長（中井 勝君） ということで、答弁をお願いします。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現在、組合と協議をしておりますのは、パートタイムの、時間で申しますと、週35時間ということを基本に話し合いをさせていただいております。それから、それ以外が残業になるかという話でございますけども、それを超えたら残業という扱いになると思います。ただ、それが残業が恒常的になるようではいけませんので、そのあたりは勤務の実態を見た中でそういう方針を出しております。それから下回らないという意味合いでございますけども、年休であれば、年間を通じて勤務していただければ20日あるんですけども、今回、パートタイムで時間が短い、それから1年間の勤務があるかどうかということがわからないということの中で下回らないというような表現を使わせていただきました。

それから、兼職につきましては、以前の一般質問でも御答弁させていただきましたけども、週40時間が超えないようにという配慮をもってしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） いわゆる今のそれこそ臨時職員などは、多分日給、月給のような話だと思うんです。そういう中で、休みが大変多いわけで、振替休日だとかそういうもんがあれば、当然その日は給料が入ってこない。これが月給になれば全体として当然そういう金額は一定保障されるのかなと。大体、総務省あたりから出てるのでは、現在の条件を下回らないということが基本的に言われてるわけで、通知でも。これはきちっとした担保ができるわけですか、全体として。私が一番心配してるのは、財政事情によって、前は条件なりそういうなりがその都度その都度変わるとか、金がいわばどっちにしたって、町財政も厳しいわけですけども、そういったことはないってということではっきり言えますか。その点お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現在の非常勤職員の方、日給、月給というようなこともご

ございますけども、会計年度任用職員になりましたら一定の勤務時間以上がございましたら、月給で支給していくという考え方でございます。そうすると、ことしの5月のようにかかなりの祝日等がございましたら、その月の賃金が極端に少ないということがございましたけども、月額でお支払いをするということになれば、そういうことは回避できて処遇の改善につながると思います。

それから給与、それから報酬の面につきましては、現在、年額において支払われている額を下回らないようにということで、調整を図っているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終わります。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第95号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第95号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本案につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第95号の説明をいたします。説明の都合上、審議資料の11ページをごらんください。

人事院勧告の給与勧告の骨子をつけております。ことしの給与勧告のポイントとして3点ございます。民間給与の格差、0.09%を埋めるために、初任給、若年層の俸給月額引き上げ、それからボーナスの0.05月分の引き上げ、それから住居手当の支給対象となる家賃の下限額を引き上げることによって、上限額を引き上げるというこの3点でございます。これに準拠しまして改正を行うものでございます。

12ページをごらんください。今回、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例に関係しますのは、2の給与改定の内容と考え方で、ボーナスのところをごらんください。民間の支給割合に見合うよう、表のとおり、令和元年12月期の勤勉手当を0.05月引き上げ、令和2年度以降は6月期と12月期の均衡を図るため、0.025月引き下げるという内容でございます。議会議員には勤勉手当はございませんので、期末手当で調整をさせていただくこととなります。

10ページをごらんください。新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。右側の改正案をごらんください。公布の日から施行することとなるのが、令和元年度分についてでございます。その部分が上段の部分です。在職期間に応じて6カ月の場合、0.05月引き上げて100分の222.5、それから5カ月以上6カ月未満の場合はその割合は8割で0.04月引き上げて100分の178、3カ月以上5カ月未満の場合は6割相当で0.03月引き上げて100分の133.5、3カ月未満の場合は3割相当の0.015月引き上げて100分の66.75月に改正をするものです。また、下段の第2条関係では令和2年4月1日から施行することとなる令和2年度以降分について、期末手当の6月、12月の均衡を図るために、在職期間に応じて改正を行うものでございます。在職期間が6カ月の場合は0.025月引き下げて100分の220、5カ月以上6カ月未満の場合はその8割で0.02月引き下げて100分の176、3カ月以上5カ月未満の場合は6割相当で0.015月引き下げて100分の132、3カ月未満の場合は3割相当引き下げて0.0075月引き下げて100分の66月に改正するものでございます。

それでは、条例の本文、附則に戻っていただきまして、施行期日といたしまして、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。2といたしまして、第1条の規定による改正後の新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。また、期末手当の内払いとしまして、第2条、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結します。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 9 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 5、議案第 9 6 号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、議案第 9 5 号と同様、令和元年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第 9 6 号の説明をいたします。

この条例改正も、先ほどの議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様、1 2 月期の期末手当の率を人勧に準拠して改正し、また令和 2 年度以降については、6 月期と 1 2 月期の率の均衡を図るため、令和 2 年 4 月 1 日に率の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の 1 3 ページをごらんください。人事院勧告の骨子につきましては、先ほど説明したとおりでございます。1 3 ページには、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をつけております。右側の欄が改正案となっておりますけども、先ほどの議会議員の場合と同様でございますので、省略をさせていただきます。

条例本文に戻っていただきまして、施行期日といたしまして、第 1 条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。2 といたしまして、第 1 条の規定による改正後の新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条第 3 項の規定は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。

また、期末手当の内払いとしまして、第 2 条、改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第115号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第115号、新温泉町職員の給与に関する条例及び新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年の人事院勧告を鑑み、所要の改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴う所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第115号の説明をいたします。

説明の都合上、当初の審議資料の11ページをごらんください。先ほど申し上げました給与勧告の骨子でございます。11ページの部分、改正は3点ございます。これは説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます、12ページをごらんください。

2、給与改定の内容と考え方で、月例給で、(1)俸給表、①で行政職俸給表（一）、民間の初任給との差に格差があることを踏まえまして、大卒程度に係る初任給を1,500円、それから高卒に係る初任給を2,000円引き上げるもの。これを踏まえまして、30代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定、平均改定率が0.1%、これを行うものでございます。それから、②としまして、その他の俸給表で、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定するものでございます。

それから、(2)で住居手当で、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上

げ、これによって生ずる原資を用いまして、民間の状況等を踏まえて、手当の上限を1,000円引き上げるものでございます。また、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を行うものでございます。

ボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うよう4.45月を4.50月に改定するものです。民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

下の表でございますけども、令和元年度の期末手当の12月期、これは現行が0.925月を0.975月で、0.05月引き上げるもの。それから、令和2年度以降につきましては、この改正によりまして6月期と12月期の均衡が図れておりませんので、2年度以降については、6月期は0.025月プラスしまして0.95月、それから12月期におきまして0.025月減らしまして、0.95月とするものでございます。

実施時期につきましては、月例給は平成31年4月1日、住居手当については令和2年4月1日、ボーナスは法律の公布日でございます。

それから、審議資料の追加ナンバー1の、98ページをごらんください。まず、第1条関係で、新温泉町職員の給与に関する条例新旧対照表で、第28条、勤勉手当で、6月は現行のまま0.925月、12月は0.05月引き上げ、0.975月とするもの。それから、別表第1から、第4の給料表の行政職給料表では、初任給を高卒2,000円増、大卒1,500円増のほか、30代半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改正。その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改正するものでございます。

117ページをごらんください。第2条関係です。16条、住居手当で、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げまして、手当額の上限を1,000円引き上げます。それから、第28条、勤勉手当では、第1条関係で改正した勤勉手当の率の6月、12月の均衡を図るため、6月を0.25月引き上げ、12月を0.25月引き下げるものでございます。

118ページでございます。第3条関係では、第27条、期末手当、それから第28条、勤勉手当、第31条、退職者の給与において、成年被後見人等の関係で、欠格条項に該当して失職した職員に関する文言を削除と、その他の文言の改正をするものでございます。

122ページをごらんください。第4条関係で、新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表です。条例第4条関係では、第18条、退職手当で欠格条項に該当して失職した職員に関する文言を削除。

それから、条例第5条関係ですけども、第6条、住居手当で、手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げるものでございます。

123ページから127ページの規則改正につきましては、今回の人勤に伴う再任用職員の勤勉手当の支給割合と医療職の昇級時の号給対応表の改正。

それから、128ページから139ページまでは、技能労務職の給料表の改正でござ

います。

それでは、条例本文の規則に戻っていただきまして、附則、施行期日等、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。2といたしまして、第1条の規定による改正後の新温泉町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用するというものでございます。

第2条では、給与の内払いということで、改正前の規定により支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすというものでございます。

それから、第3条、住居手当に関する経過措置につきましては、手当が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の改正を猶予するというような内容でございます。

それから、第4条の委任につきましては、条例の施行に必要な事項の規則への委任をうたっております。

それから、第5条につきましては、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、給与条例の一部改正条例に係る附則の第3条、扶養手当に関する特例、それから扶養手当の経過措置に関する規定中、平成32年3月31日と記載しておるものを、令和2年3月31日に改めるものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時27分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第7 議案第98号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第98号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ふるさとづくり寄附金のより効果的な活用を図るため、また、金融機関等の保険事故に対応するため、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第98号について御説明を申し上げます。

審議資料の56ページをごらんください。新温泉町ふるさとづくり寄付条例新旧対照表でございます。第2条で寄附者の社会的投資を具体化するための事業といたしまして、第1号では、自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業、第2号では、子供たちの健全育成及び健康増進に関する事業、第3号では、但馬牛、松葉ガニ、ホタルイカ等地域特産物の振興に関する事業、第4号で、伝統文化の振興に関する事業を定めておりますけれども、近年のIT化であるとか、災害の多発など、この4つの事業だけでは対応が困難な事例も発生しております。また、日本遺産、日本農業遺産など、町をPRすることができる新たな事例などに対応するために、第5号といたしまして、前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業を追加するものでございます。

また、第7条で、相殺のための取り崩しとして、町長は、基金に属する現金を預金等として金融機関等に預け入れをし、または信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するために、基金を取り崩しできるという規定を追加するものでございます。

第8条以降は、第7条の追加に伴う条ずれでございます。

58ページから60ページは、事業の追加と7条の追加に伴います施行規則の一部改正でございます。

それでは、条例本文の附則に戻っていただきまして、この条例は、令和2年1月1日から施行するというものでございます。なお、この施行日につきましては、ふるさとづくり基金が暦年積み立てられておりますので、1月1日としております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。どなたからでも結構です。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） まず一つは、規則のほうに委任する形の条文が追加され

ております。しかし、この規則の中身がない。差しかえ前の状態では項目としてあったんですけれども、この委任する条文をつくりながら中身をつくらないというのは、条例、規則の体系としていかなものかと考えますので、それに関する見解をお願いしたい。

それから、本来でしたら規則のほうにいろいろと、当初載っていたような内容を記載していたようなんですけれども、本来、寄附の対象となる項目をふやすということは、条例本文、このふるさとづくり基金、ふるさとづくりの寄附ということに関する趣旨から考えたら、条例にきちっと載せるべきなんじゃないでしょうか。規則に委任するのは、例えば時限的な措置であるとか、非常に、余りよくないと思うんですけれども、優先順位が低い部分を規則に載せていくべきだと思うんですが、その点、どのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、町長が特に必要と認める事業について、規則に定めないのはよいのかという御質問、御指摘でございますけれども、条例に定めておれば、規則に定めてなくても別段支障はないと判断しております。

それから、それでは別の事業を条例にきちっと載せるべきではないかという御指摘でございますけれども、これまでの状況から4つの事業を載せておりました。その事業の中で、解釈として困難なものがあるために、今回、5号として追加をいたしております。本来であれば想定されるもの全てを載せるべきでございますが、想定がどこまでできるかということもございます。そして、条例に規定することによりまして、突発的な寄附をお願いしたいというようなことになかなか対応しにくいという状況もございます。そのために、町長が特に必要と認める事業というものを上げさせていただいておる状況でございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 突発的な寄附に関して、そう対応したいという旨はわかるんですが、しかし、そういうことってというのはやっぱり規則の中にきちっと記載するべきだと思うんです。これ現在、今の状態ですと、申込書に、一番下の項目にチェックして金額を書かれた方に関しては、用途を特定しない寄附とも、またちょっと趣旨が変わってくると思うんですよ。現状でも用途を特定しない寄附があるということは伺っておりますが、しかし、あえて町長が特に必要と認める事業という部分で書くことによって、こちら、中身がないじゃないですか、申し込まれる方は。どういう事業に使われるかも何もわからない。現状、この寄附金の取り扱いで、従前から私も申し上げとるんですけれども、何に使ったかがはっきりわかるようにするべきである。ざっくりとした財源充当ではなくって、やっぱり総額が財源充当でもいいんですけれども、具体の事業などをきちっと明示していくべきじゃないかなというふうになんと提案させてもらっております。そういう意味で、この規則に何も書かずに、白紙委任のような形でされるっていうのは、ちょっと制度の趣旨としてどうなのかなと思います。いかがですか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、活用した事業の具体的な事業を示すべきということで、その部分につきましては、財源充当しました内訳は整理いたしております。それから、白紙委任のような形という御指摘でございますけども、実際にはふるさと納税を募集するときに、こういった事業というようなことで頭出しをすることによって、その事業に寄附していただく。それがこれまで定めている4つの事業外であれば、その頭出した事業が4つの事業以外の、町長が特に認める事業という扱いで寄附をいただくということで、ふるさと納税のPRをするときに事業は明示できると思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 総務委員ですけども、失礼してお尋ねをします。そもそもね、県知事が兵庫県としては返礼品は設けないと、そして、そのいただいた寄附の目的を明示をして、本来のふるさと納税制度に戻すという意味合いの表明をされているわけですね。そういうこともあって、規則を明確にして、使い道を明確にして寄附を求めるという指導ではなかったかなと私は思うんです。現状が、6割がいわゆる寄附者の指定がないという報告も受けていますから、そういう意味では、やはり条例で明確に使用目的をしていくと。わざわざ町長委任にする必要もない。本当に我が町は、こういうふうに寄附していただいたお金は使わせていただきますということを明確にする。そういう意味合いで、委任事項ではなくて、明確に目的を明示する。そういう条例改正であるべきではないのかと思うわけです。ですから、規則がそれに明確に対応するものならですが、今回は差しかえで規則の中身がなくなってしまうということになると、さらに一層見えなくなってくるということではありませんか。改善にはならないんじゃないでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 先ほども申し上げました、条例で寄附いただく事業を全て明記するというのはなかなか困難でございます。それから、規則のほうで、では明記すればということでございますけども、規則で明記しましても、どうしてもそれによらないというようなことは発生してくるかと思えます。そのために、今回、規則を差しかえさせていただきますけども、条例で、町長が特に必要と認める事業ということをやらせていただいて、その細部につきましては、募集の時点で、PRの部分で、こういった事業にお願いしますということは明示できるということで考えております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 考え方が全く逆ではありませんか。用途を明確にして寄附を募るという方向にしましょうということではないんですかということです。目的がどうなるかわからないなんていうような寄附の募り方はしないほうがいいと。だから、明確にすることが困難だっていう考え方が理解できないんですよ。これとこれとこれに

使わせていただきますと。必要になったら、まだこれも足りないということがあれば、改正してふやしていったらいいじゃないですか。なぜ目的を明確にしないのかと、できないのかということのほうが、私は大きな疑問がふえていきますよ。何でもかんでも使えるよう、寄附でお願いしたいなんていうことは、そもそもふるさと納税の趣旨に反するのではないかと、明確にしてもらいたいと思うんです。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議員御指摘の部分、こういった事業に寄附をいただくかというの、寄附のお願いをするときに事業をわかりやすく明確にしていきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

暫時休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 委員会のときの御指摘は、先ほど委員長が報告していただいたとおり、事業区分の解釈、それから条例等規則に重複箇所がある、それから事業限定しなくてもよいのではないかと、それから条例で特認、そして規則でまた特認ということで、特認が続く。それからクラウドファンディングなどの検討ということで、規則のほうの見直しの御指導をいただいたところでございます。それにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、寄附者の意図が、寄附者が何に寄附したいかということが明確にわかるようにということで、PRの時点でこういった事業ということを明確に寄附を募るということで答弁をさせていただいておりましたけども、議員御指摘のとおり、規則については再度検討をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） いやいや、再度検討するという意味がよくわかりませんが。これ、間に合わないから今、上程してるんでしょう。新しい、暦年で何かやるっていうことで。今、提案しとかんと間に合わないじゃないんですか。再度っていうんですけど。いいですか、それで。

暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午前 11 時 51 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

質疑どうぞ。

3 番、河越忠志君。

○議員（3 番 河越 忠志君） 私はふるさと納税の現時点での条例については、4 項目以外に使えないということについての大きな問題点、要は使いにくいということでの問題点。町長がこの町をよくしようと思ったときに、例えば災害があったり、そういったものに回すということができない状態であるということの問題点の一つ。

もう一つは、寄附者が積極的にこれを応援しようということについての選択が狭まっているというか、要は目的が達せられるかどうかわからない部分がある。ずっと私が提案させていただいてるのが、その部分になるわけですけども、その2つの目的があると思うんですけども、今、改正の申込書であると、この5番目については、これもある意味ではそういった問題点であった、使えない部分ということについて使えるようになるということは、これは解消すると思います。ただ、寄附者がどんな思いをもって、この我がふるさとに寄附しようかという意図は選択できない。この時点では選択できない。だから、私は単純に、この申込書であると、この5番目の中に、規則で定める、何番目に応援しますよということがこの中で選択できれば、その両方が解決すると思うんですね。ただ、今回の中で、規則がそっくりなくなってしまったので、この申込書があっても、そこに例えば追加しても、何を応援するかっていうことが寄附者にとっては選択できない。報告するのは当たり前ですけども、これを応援したいという寄附者の思いを我が町が受けとめるというのは、ふるさと納税の有効な活用の部分では大きな違いがあると思うんですね。それを、私はもう1年半というか、ずっと最初から言い続けてる部分です。より私たちが、このふるさとを思ってくれる人たちに寄附を、ある意味でいったら応援してもらって、元気になっていこうということをこの制度の中で改善してほしいと思いますので、この様式ではやはり足りないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 寄附をいただいた方が、町長が特に必要と認める事業に仮に丸くしたとした場合、やはり今の現状、約5割近い方が限定されないという、現実には合うように思うんですけど。特に、さらに項目をつくる必要はないのではないかと、寄附者の立場からすれば、そういう判断するんですけどね。

○議長（中井 勝君） ここで昼食休憩とします。暫時休憩します。

午前 11 時 54 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑をお願いします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 済みませんが、休憩でお願いしたいんですが、総務産建委員長として……。

○議長（中井 勝君） いや、休憩じゃないです。
どうぞ。

○議員（11番 中村 茂君） 委員長として、本日冒頭に委員会報告をさせていただきました。その中で、この今のふるさとづくり寄附金条例のことを、委員会での内容を全てお話しできてない分がありますので、改めて申し上げたいと思います。

今回の条例改正については、寄附者の意向、6割ぐらいが事業区分の選択ができてないと。そういうところから、寄附者の意向を捉えるというか、そういう部分で条例改正なされたらと、僕は理解しておりますし、そういう説明だったと思います。委員会の中では、条例についてはそういうことでよしとしよう。ただ、付随する規則の部分で、非常に条例における区分と規則における区分が重複したような部分もあったりするもので、もうちょっと整理すべきであると。当局、1月1日から売り出すということの中で、一定理解はしたものの、根底にあるのは、規則を見直すというか、このままじゃいけないよということを委員会としても申し上げてきたと思うんです。そういう中で、様式の改正だけになっておりますけど、その事業区分においても、やっぱり見直すということは、委員会としては当局に求めてきたことでありますので。ですから、今回で全て決着ということではなくて、引き続いて見直されるのかなという気を僕は思っております。要は何が言いたいかっていうと、委員会として申し上げたことがまだ完了してないということをやっぱり認識持ってほしいし、きょうの町長発言の中でも、いや、これ以上見直しというか、しないよという発言もありましたし、それで、どう言ったらいいですかね、寄附者の意向についても、僕が聞いたのは6割でしたけど、5割というような表現もされました。ですから、要はここで完遂は、終わってないということを確認してほしいなと。ですから、次、もう1月22日に総務産建委員会を予定してますので、そこにはそれなりのものが出るのかなという気しております。ですから、ここで終わりということの判断はしないように、委員会もそういうつもりで議論はしてないということを確認してほしいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） これについての答弁。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 今回の条例改正の目的の一つには、寄附金により効率的な活用を図るためということで、このことは寄附を募る際の事業の柔軟性につながるというふうに思っております。このために、町長が特に必要と認める事業ということを追加させていただいたものでございます。当初お示ししました規則には、町長特認の趣旨を例示的に示すものというふうに考えておりましたけども、先ほど来申し上げておりますとおり、このことについてはホームページでも、ふるさと納税の御案内ということで出

させていただいておりますけども、その御案内をすることで町長特認事項の例示をすることができるといふ思いを持っております。そして、また寄附者の細かな要望にも沿っていくために必要な改正であると認識をいたしております。

それから、先ほど休憩中に御意見をいただいております、寄附をどの事業に充当するかということについては、寄附受入決定書により、それぞれ寄附者に連絡をいたしておるところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 兵庫県では、各高校を応援するふるさと納税枠というものをつくっておられます。先ほど町長は、町長が決めれば、今まで6割だったり5割だったりする、要は任意で使っていていいという部分での、その4つの枠の中で使っていていいという部分での、使途としていいんだとおっしゃいましたけども、私はそうではなくて、もしも、それぞれの高校を応援するのではなくて、単純に県立高校を応援するんだという枠があったとしたら、県とすれば、例えば学校の規模によって割り振りするというようなことしか方法はないと思うんですね。ところが、浜坂高校を応援しようと思ってる人は、各学校が規模によって、その割り振りが決められてしまったら、その枠に応援しようという気持ちが、私はなくなると思うんですね。または薄れると思うんです。例えば浜坂高校を応援したかったら、浜坂高校の枠があれば浜坂高校を応援してやろうという新たな寄附者が生まれると思うんですね。

そういった意味の中で、この5番目の部分、これに実際に、規則の中ででもいろいろと使途が明確化されて、ここの申し込みについても、規則のどの部分を応援してという枠がこの申し込みでできれば、その枠に応援してあげようという新たな寄附者が生まれるんじゃないか。単純に今までと同じ人たちに寄附を促すのではなくて、ここの町をより応援してあげようという意図を醸し出すような制度にしてほしい。そういった意味では、条例としては、私はあえて細かく全部例示するのは難しいっていうのも現実だろうと思うんです。その中で、最終的には、この枠の中でもその他というのがあってもいいと思うんです。ただ、いろんな、今要請として、我が町がこれを応援したい、日本遺産の活動を応援したという枠があれば、当然それに興味ある人は応援する。今まで寄附をされてなかった方も応援しようという気持ちになると思うんです。それが新たな寄附を生むと思うんです。それは、この行政として枠組みをつくるということから進めない、ただ皆さんの好意、それをこの町のほうで、あっ、これがいいなと思って割り振りしても、実際には寄附する人の意図に沿ってないかもしれません、一人一人にとっては。その選択肢があるということの意味っていうのは、非常に私は大きいと思うんです。

そういった意味の中で、条例としてはこういう大枠であってもいいかもしれないけども、実際には規則の中で選択肢がいっぱいあって、その選択肢が少なくとも、この申し込みのここに表示できなければ、寄附者の意図が実際には履行できないと思うんです。

だから、そういった枠をつくる。今回の中で、そこまでできないのであっても、今、委員長が言われたように、規則を整備する中で、実際の条例を動かしていくという流れを今の時点で決定していったらいいと思いますけれども、対応はできるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 河越議員からいい御意見をいただいたと思っておりますし、再度、見直しを検討したいと思います。（「規則の部分」と呼ぶ者あり）規則の部分の検討をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 町長、規則、今後また見直しで検討するという事なんですが、やっぱりふるさとづくり寄附条例、なぜ改正するかっていうことをきちっと整理していただきたいと思う部分があるんです。現状の制度ですと、町長、先ほど5割とおっしゃいましたけれども、用途を特定しない寄附金がある。それは今の条例のたてつけですと、2条に出ている、改正前ですと4項目以外に充当することができない、だから制度改正が必要になってくるわけなんですよ。先ほど総務課長答弁されましたけど、災害などの場合に、そういった突発的な事例が生まれたときに、災害の対応とか、復興に関することにも使えない、今のままでは。だから改正が必要だ。そういう意味で言うと、寄附条例の4項目にプラス1項目足すということは、これ自体は問題がないと思うんです。

ただ、やはりそうはいっても施行規則をきちっと整えていただかないと、仮に本町で大きな災害が起きて、その復興のための寄附を募るといふときに、その部分はまた規則にきちっと、規則の改正で入れ込んでいかないと、何でも、今の状態だと本当に中身がありませんので、そうしないと寄附をされる方にとっても、申込書の中で、現状、上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業としか書いてない。仮に復興のために寄附を使うのであれば、ここに災害復興、被災地として、もし新温泉町がなれば、ここに災害復興のためと、災害復興に係る事業というふうには、やはりきちっと書くべきだと思うんです。そういう突発的な事案や時限的な事案を動かすために規則があるんだと、私は考えてるんです。そういう意味でいうと、現在の白紙の状態での施行規則、これだと条例と規則のセットのたてつけとして不十分だと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 規則の充実ということで、より制度の趣旨が活かされるように検討させていただきます。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 動議を提出いたします。

○議長（中井 勝君） ちょっと待ってください。動議の賛成の方いますかね。（発言する者あり）

じゃあ、どうぞ。

○議員（15番 小林 俊之君） ただいま議題となっています議案第98号につきましては、もう少し精査が必要と思われますので、所管の総務産建常任委員会に付託し、審査することを望みます。

○議長（中井 勝君） ただいま小林俊之君から議案第98号について、所管の総務産建常任委員会に付託するとの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しております。

総務産建常任委員会の付託の動議を議題として採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定する方、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立10名、多数です。よって、本動議は、可決されました。次、行きます。

日程第8 議案第99号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第99号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、印鑑登録証明事務処理要領並びに地方公務員法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長とこども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） それでは、議案第99号の説明を申し上げます。

町長から提案理由の説明がありましたが、町民安全課では、関係条例3つのうちの2つということで、一つは新温泉町印鑑条例と、もう一つは新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の65ページをごらんください。今回の見直しの基本的考え方ということで、成年後見制度とは、民法上の制度でありまして、後見、保佐、補助の3つの累計があり、成年被後見人等とありますのは、欠格条項は後見人だけでなく、保佐人も含んでおりますので、後見人等となっております。

まず、考え方は、成年被後見人等が尊厳にふさわしい生活を保障されるべきということとあります。課題につきましては、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージ

ョンを基本理念とする成年後見制度を利用することが、逆に各資格等から排除される結果になっていることということで、今回の見直しは、成年被後見人等を一律的に排除するのではなく、個別的、実質的な審査、判断を行う仕組みにするというものでございます。

続いて、ページ戻っていただきまして、62ページの新旧対照表をごらんください。新温泉町印鑑条例、第2条の2の成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものであります。

続いて、63ページの新旧対照表をごらんください。新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例。第4条の1号、成年被後見人または被保佐人を削除し、以下、繰り上げ、刑法に規定される禁錮表記の改正でありますし、免職につきましては幾つか種類がありますが、その中で懲戒免職のみに特定したものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、今説明をいたしました改正文の規定があるところでございます。

町民安全課の関係条例2つの説明につきましては、以上でございます。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 続きまして、こども教育課から関係部分について説明をさせていただきます。

条例本文では、第3条、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正という、この部分が関係部分になります。

説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきます。審議資料の67ページをお願いします。そこに町長が申しあげました提案理由にありました、この法律の児童福祉法関係の改正内容の関係部分ということで、そこに付けさせていただいております。

まず、改正の趣旨としましては、先ほど町民安全課長が説明した内容ですので、省かせていただきます。

第2の改正内容ということで、(1)の児童福祉法の関係で、①では保育士の欠格事由の見直しということで、児童福祉法の第18条の5の関係になります。保育士の欠格事由について、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削除して、新たに、心身の故障等がある者に対する個別的・実質的な審査によって適格性を判断するという。2つ目には、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由の見直しということで、児童福祉法の第34条の20の関係になります。養育里親及び養子縁組里親の欠格事由について、成年被後見人等に係る欠格条項を削除し、養育里親及び養子縁組里親の適格性を判断した上で名簿に登録すべきであるという改正の内容になっております。

それでは、64ページの新旧対照表を見ていただきまして、そこに家庭的保育事業の条例の新旧対照表です。第23条の職員の第2項第2号で、児童福祉法の第18条の5、ここでは第1号に欠格条項がありますので、それを削除して、法第18条の5各号及び次に、法第34条の20第1項、これの1号が欠格条項になりまして、削除となりまし

て、4号が繰り上がって3号になるという改正でございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第100号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第100号、新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の公布による災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） それでは、議案第100号につきまして説明をいたします。

説明の都合上、審議資料71ページをごらんください。71ページは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（議員立法）ということで、これにつきまして、まず背景、趣旨でございますが、阪神・淡路大震災の当時は、多くの被災者が災害援護資金に頼って生活を再建することを余儀なくされ、現在、借り受け人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題となっており、債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行の貸付制度の不備を是正するというものでございます。

法案の概要につきまして、7つありますが、まず一つ、(1)につきましては、一定の所

得・資産要件による免除でございます。2点目は、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする。3点目に、支払い猶予が可能になるということでございます。それから4点目には、免除の規定でございます。それから5点目に、資産・収入の調査する権限の付与でございます。6点目には、市町村に調査、審議するため、審議会等を設置するよう努めるということでございます。7点目は、国におきまして、制度の周知を図るというものでございます。

それでは、ページ戻っていただきまして、68ページの新旧対照表をごらんください。改正後、第15条の3項、法の第13条は、先ほどの法案の概要の(3)支払い猶予の規定でございます。それから14条につきましては、同じく(4)の免除に関する規定でございます。16条は同じく(5)の調査権限に係る規定でございます。次に、施行令につきましては、8条は一時償還、9条は違約金、第12条につきましては支払い猶予についての規定でございます。条例第16条1項におきましては、調査審議するための審議会等を設置できる規定ということでございます。第2項におきましては、詳細は規則委任するという規定でございます。

それでは、次に規則の説明をいたします。同条例施行規則の一部改正についてということで、70ページの新旧対照表をごらんください。15条の2項につきましては、追加書類の関係でございます。18条につきましては、条例で規則委任した規定で、審議会の委員は5人以内という規定と、委員の任期についての規定でございます。

1枚戻っていただきまして、69ページは、今説明した改正文の規定であります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日は、この条例は、公布の日から施行するとしておるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第101号、新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町霧ヶ滝溪谷自然公園駐車場及び新温泉町小又川溪谷自然公園駐車場の整備に伴い、条例の制定について御提案申し上げます。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第101号の御説明を申し上げます。

本案につきましては、町長、御提案説明をしたとおり、2つの自然公園駐車場の整備に伴いまして、新たに条例の制定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例でございます。第1条、設置目的ですが、この条例は国定公園の恵まれた自然環境の中で、自然体験等を通じて自然と触れ合い、自然保護に対する理解及び認識を深めるため、新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場を設置するとしております。

第2条、名称及び位置は、次のとおり、2つの駐車場を記載をいたします。一つは、霧ヶ滝溪谷自然公園駐車場、位置は新温泉町岸田字鱒淵3329番1、3329番3及び3332番8でございます。2つ目は、小又川溪谷自然公園駐車場、新温泉町海上字大谷1465番でございます。

ここで審議資料の75ページをお願いいたします。75ページには霧ヶ滝溪谷の駐車場図面をつけております。この駐車場には、駐車台数として普通車18台、マイクロバス2台が駐車できます。工事の概要につきましては、記載のとおりでございます。この駐車場はアスファルト舗装工までできておりますが、区画線と植栽、案内看板、あずまやが未施工でございます。令和元年度の工事繰り越しとして継続をいたし、令和2年、7月末の完成予定となっております。

次に、76ページをお願いいたします。小又川溪谷駐車場の図面をつけております。駐車台数は普通車10台、軽自動車1台、普通車が9台、マイクロバス2台が駐車できます。工事の概要については、記載のとおりでございます。

本文に戻っていただきまして、第3条、使用料でございます。駐車場の使用料は無料としております。第4条、遵守事項では、駐車場を使用する者が遵守する内容を1号から5号まで定めております。第5条、使用の制限は、1項で、駐車場において1号から5号に該当する場合は町長の許可を必要とすること。2項から5項までは許可を受けた者は申請が必要であり、町長の許可する場合、しない場合を定めております。第6条は原状回復の義務等、第7条は使用許可の取り消し等について規定をしております。第8条と第9条では、指定管理ができるようにしております。規定はいたしておりますが、

令和2年度は町で管理をいたします。1年間、利用状況や管理の課題を見ながら、指定管理の検討をしていきたいと考えております。第10条、委任では、この条例の施行に必要な事項は町長が定めることとしております。

次に、審議資料の72ページをお願いいたします。条例の制定に合わせて、新温泉町霧ヶ滝・小又川溪谷自然公園駐車場条例施行規則を定め、駐車場の適正管理を行ってまいります。第2条の供用期間では、駐車場の供用期間を5月1日から11月30日までとしております。これは降雪により、12月から4月までは使用ができない期間と考え、利用者の安全を図るために供用期間を定めております。しかし、暖冬等で雪がない場合もありますので、町長が必要と認めたときは、これを変更ができるものとしております。第3条、第4条は、条例の第5条に定めた許可申請と許可決定について規定しております。第5条は、指定管理をした場合の読みかえについて、第6条は、指定管理者が町長の承諾を得た場合に、供用期間の変更ができるものとしております。第7条は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることとしております。規則の附則として、この規則は令和2年4月1日から施行しますとしております。

73ページには、施行規則第3条に定めた使用許可申請書、74ページには規則第4条に定めた使用許可書の様式をつけております。

それでは、条例本文に返っていただきまして、条例の附則でございます。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する霧ヶ滝溪谷自然公園駐車場（小又川溪谷自然公園駐車場は除く。）に関しては、同年8月1日から施行するとしております。ただし書きは、霧ヶ滝溪谷自然公園駐車場の完成を令和2年7月末と予定をしておりますので、同年8月1日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） この駐車場の条例なんですけども、少し気になる点が。指定管理者による管理を想定して条例がつくられているんですが、この駐車場の使用は無料ですし、出入り等は一般の方ならどなたでも入れるような形になるのではないかなと思うんですけども、何を想定して指定管理者による管理の条文をつけられたのでしょうか。その点、教えてください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 駐車場の無料につきましては、利用見込み数から管理費用等が絡むこと、また、こういう滝の駐車場につきましては、近隣のところが全て無料であるということから、無料という設定をいたしております。指定管理につきましては、やはり駐車場の安全管理であったり、また除草であったりとか、そういう管理が必要だということも想定をしておりますので、指定管理規定を設けております。以上です。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 町が設置する駐車場ですし、除草やそういった維持管理に関しては、一般的に町道などと同じように、誰でも使える、こういった施設においては、やはり町が責任を持ってやるべきではないかなと思うんですけども。指定管理者に委託する意図がわかりません。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 当面は、1年間は町が管理をしまして、その指定管理の必要性等も踏まえた中で管理をしていきたいということで、先ほど申し上げました。後々、地域での駐車場の管理でありましたり、それから自然公園の管理も含めて、指定管理をしていく方向性もありますので、今回、規定を設けてるということでございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 地区の方など、任意の団体などになってくるかと思いますが、管理をお願いするということになってきますと、例えば林道の三尾御崎線のように、村で側溝の維持管理なんかをお願いして、非常に集落の負担になっていると。本来維持は町がすべきなのになっていうふうな話も聞きます。そういう意味で、この地域の方の過大な負担にならないように、使い方をよく整理されて、慎重に取り扱うべきかなというふうに提言します。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議員の御指摘のとおり、地域の負担にはなるという懸念がございますが、実際、この自然公園の中で遊歩道の管理であったり、その周辺の管理は地域の方に現在委託をしているという現状もあります。そこら辺も踏まえて、一体的な指定管理がお願いできるかなということで、今、1年間かけて検討させていただきたいということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第102号、町道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、宅地造成による位置指定道路が既存の町道と駐車場間を連絡しており、道路網の機能向上、町有地の有効利用及び諸車の通行の利便性を図るため、町道路線の認定について議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第102号、町道路線の認定についてを御説明させていただきます。

提案理由は、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料77ページの道路認定路線網図をごらんください。図面上側が北になります。図面上側を横切っております町道芦屋中池線は、浜坂北小学校前の浜坂踏切近くの交差点で諸寄側に向かって、国道178号から斜め左に分岐して入りまして、宮谷川を超えて、さらに大有工舎前を左折し、宇都野神社方面へ向かう町道でございます。図面左上の宇都野橋が宮谷川にかかっている橋になります。この橋の手前を北側、図面上側に出ますと、再び国道となります。そのさらに右側の道路は、宇都野町にある職員駐車場で、北側の職員駐車場の入り口となります。そして、図面下側の斜線部分が、以前はテニスコートのあった南側の一番大きい町の職員駐車場となります。このたび町道認定をお願いする町道芦屋第33号線は、太線で囲ってある路線でございます。宇都野町の芦屋字下池115番5地先を起点としまして、終点をその北側の芦屋字下池92番5地先までの延長34.8メートル、幅員5メートルから9メートルの位置指定道路でございます。

浜坂地域では、都市計画区域であることから、建物を建てる場合は建築基準法で確認申請が義務づけられておりまして、必ず道路が接していることが必要でございます。このような道路がない場合は、位置指定道路として幅員が4メートル以上の道路を確保して、特定行政庁の但馬県民局まちづくり建築第1課から指定を受けることとなっております。このたび町道認定をお願いする道路も、民間の方が宅地造成を行い、位置指定道路の指定を受けた道路でございます。該当道路が図面下の斜線部分の町の職員駐車場に接していることから、公共施設への連絡道路として有効に利用してほしいと町へ寄附の申し出がございました。

また、図面に印はございませんが、この図面の左上の宇都野橋側から斜線部分の職員駐車場へつながります小さい四角のある区画の左横の区画に当たりますが、この土地が斜面部分の同じ職員駐車場に入ることのできる土地でございます。以前に門扉のあった入り口になりますが、この土地も町道と職員駐車場に接していることから、有効に利用

してほしいと、同時に寄附の申し出がございました。この職員駐車場は、現在、連絡道路がなく、車両が入れない状況となっております。このたび東側の位置指定道路と西側の土地の2カ所の寄附を受けることによりまして、左側の位置指定道路につきましては接続工事が必要となりますが、駐車場に連絡ができて、また、宇都野橋側からの入り口の土地は駐車場用地として管理することで2方向から出入りができるようになり、イベント等の駐車場として利用する際にも車両の出入りの混雑を解消するため、一方通行の利用など、この駐車場の利便性や公益性が向上すると考えておるところでございます。なお、この位置指定道路につきましては、構造的にも幅員が5メートル以上で、道路構造令に準ずる道路構造であり、住宅も接合しておりますので、このたび町道認定を行い、引き続き道路用地として管理してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま説明いただいた中で、寄附の申し出があったという説明ではあったんですけども、寄附を受けたという過去形ではなかったんですけども、この土地についての現在の所有権の登記名義人はどうなってるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 名義人につきましては、民間の業者でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） これは町道認定になってから寄附を受ける、寄附を受けてから町道認定という流れでは不可能だったということでしょうか。そのあたりについての説明をお願いします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） このたびの寄附に当たりましては、町道認定を終えた後ということで、所有者の方と協議をしているところでございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ということは、この町道認定受けられなければ、寄附を受けないということの判断をされているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 寄附は受ける方向では進めております。認定がなされなかった場合も、引き続き協議はしてまいりたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 3回、済みました。

○議員（3番 河越 忠志君） いいです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 町道認定に反対するものではありません。これ、結構日にちがたちましたね。いわゆるこの道路に関して、以前にもこの道路のことで議論になったことがあるんですけども、要は下水道事業との関連があったと思うんです。今日まで時間がかかった理由なり、長いこと駐車場が使えない状態だったわけですからね。それは一体何なのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 何ていいますか、この土地の所有者の気持ちが変わられた。これしかないと思います。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（13番 中井 次郎君） 何だかちょっとようわからんで、ええわ。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

では、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第103号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第103号、令和元・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元・2年度、文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 議案第103号、令和元・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事請負契約について説明をさせていただきます。

説明の関係で、審議資料の79ページをお願いします。このたびの工事の目的につきましては、平成30年度に実施しました耐震診断の結果、夢ホールについて大規模な地震によって倒壊、崩壊の危険性がある、危険性が高い建物であることが確認されまして、令和元年度から2年計画で耐震補強と老朽化した施設の改修工事を実施し、住民の芸術文化の発信拠点施設として、また地域防災計画に基づきます避難場所としての機能を確保するというので改修補強工事をするものであります。

2つ目に、施設の概要につきましては、記載のとおり、文化体育館夢ホール、所在場所、また建築年次につきましては、昭和51年に建築され43年が経過し、また平成5年に大規模な改修が行われております。構造につきましては、鉄骨づくり、また一部鉄筋コンクリートづくりの地上2階、地下1階の建物であります。延べ面積につきましては、延べ床面積が1,948.24平米ということであります。

工事の概要につきましては、共通仮設工事が32件、電気設備工事が19件、機械設備工事が10件ということになっております。主なものにつきましては、外壁面に鋼製のプレスの新設、天井張り鉄骨の方づえによる補強、また地盤沈下をしますミーティングルーム等の改修。その他設備としましては、照明、音響、空調等の改修ということになっております。工期としましては、令和3年3月31日までを予定しております。

次に、81ページが今回の対象となっております夢ホールの場所、位置図ということで、斜線の本体部分と、またボイラー室等の撤去等ということになっております。

次に、82ページが現在の夢ホールの1階のみの図面になっておりますが、斜線部分の山側に当たります現在のミーティングルームとアクターールーム等の改修、それから、玄関入って両脇のトイレ等の改修ということが主な改修になっております。あとは設備の改修ということになっております。

83ページに、改修の計画図面をつけさせていただいております。玄関入って正面向かって、両脇のトイレを削除しまして、左側にはチャイルドルーム、また乳児室等を設ける予定にし、エントランスホール、玄関、ロビーの部分の広さを確保しております。また、山側の現在のミーティングルームとアクターールームにつきましては、改修ということで、大きくは舞台と連結したところに搬入路ということで、トラック等の横づけをして機材の搬入ができるような機能を持たせたいと。それから、楽屋が2部屋と、それに伴いますトイレ、またリハーサル室、あとトイレ等、1カ所に集中するという。またちょっと見にくいんですが、山側に車椅子でもステージに上がれるスロープなどをつけるというような状況の改修を考えております。

戻っていただきまして、78ページに、このたび11月22日に入札を執行しております。今回の工事につきましては、特別共同企業体による入札で執行する予定で入札しております。町内含めて、業者から、9番の入札状況に記載しております。4つの特別共同企業体から入札の申し出がありまして、11月22日に執行したところであります。入札の結果につきましては、9番に記載しております。最終的に落札価格につきま

しては7億4,250万円ということで、落札業者につきましては、株本・坂本特別共同企業体が落札をしておるとい状況であります。

議案書に戻っていただきまして、契約の目的は、令和元・2年度文化体育館夢ホール耐震補強・大規模改修等工事。2、契約の方法につきましては、指名競争入札。契約の金額につきましては、7億4,250万円。契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1、令和元・2年度文化体育館ホール耐震補強大規模改修等工事。株本・坂本特別共同企業体。代表者、株本建設工業株式会社。代表取締役社長、株本寛。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） いよいよ着工ということではありますが、着工に至るまでに、強度とかいろいろな部分の議論があったと思います。そういう中で、唯一、外部審査機関、建築確認申請だけを外部の検査を通すというようなお話があったんですが、確認申請はもう済んだわけですか。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 今回の工事に当たります確認申請は、9月11日付で、今回の設計監理をお願いして業者から、兵庫確認検査機構に確認書を提出しております。9月25日に検査の申請書の受理がありまして、10月16日付で機構から確認済証を受け取っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第104号

○議長（中井 勝君） 日程第13 議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町商店街活性化拠点施設）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町商店街活性化拠点施設の指定管理者に湯村温泉観光協会を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第104号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

9月議会におきまして、条例の改正を御承認をいただきまして、指定管理ができることとなりました。その後、指定管理者の選定について協議を進めてまいりました。そこで、湯村温泉観光協会から指定申請が提出されましたので、審査の上、指定管理の候補者といたしました。決定に当たり、現在、商店案内所に湯村温泉観光協会が事務所を置いていることから、新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第4号を適用し、同条例第4条により選定をいたしました。

説明の都合上、審議資料の84ページをごらんをいただきたいと思います。新温泉町商店街活性化拠点施設の管理に関する基本協定書を添付させていただいております。

次に、87ページをごらんください。新温泉町商店街活性化拠点施設の管理に関する基本協定書といたしまして、新温泉町を甲とし、湯村温泉観光協会を乙として、管理に係る基本協定書を締結するとしております。この施設の設置目的であります商店街の活性化のため、2つの施設の一体感を醸成しながら、魅力ある商店街づくりやお客様への観光案内、伝統ある但馬杜氏と酒づくりの説明などをしていくことが必要と考えております。湯村温泉観光協会は、湯村温泉の情報提供やPR、イベントなどに積極的に取り組んでおり、施設の管理状況や接客についての実績がございます。これらを総合的に判断をいたしまして、指定管理者の選定をしたところでございます。

次に、下段の第6条、管理の基準として、別紙2の管理業務仕様書に従い、管理業務を実施をしないとしております。第8条、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとするとしております。

次に、88ページをお願いいたします。第9条で本業務の範囲を定めております。1号から6号まで、商店案内所と杜氏館としての今まで行っていた業務を継続していくように、業務の範囲を定めております。

次に、90ページをお願いいたします。第22条、指定管理料の支払いですが、別途、年度協定により定めることとしております。

次に、96ページをお願いいたします。別紙2といたしまして、指定管理業務の仕様書を添付をいたしております。この仕様書に基づいて管理運営を行っていただくこととなります。

それでは、本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、新温泉町商店街活性化拠点施設。2、指定管理者となる団体の名称、湯村温泉観光協会、会長、朝野泰昌。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今まで杜氏館のほうに、杜氏のOBとかが接客に当たっておられたと認識してるんですけども、今後のそういった杜氏さんとのかわりについて、どういう想定をされてるのかお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 現在、町が直営をしておりますが、杜氏の皆さんにつきましてはシルバー人材センターを通じて今の業務をしていただいております。もし指定管理をした場合につきましても、杜氏の方の常駐は必要ですので、当面は同じやり方では聞いております。その後、今の観光協会の職員が、但馬杜氏から研修等を受けながら、職員でも説明ができるようにして、その但馬杜氏さんを今までどおり常駐をいただきながら、かつ職員もできる限り同様に対応していきたいという意向を聞いております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、12月17日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時 0 0 分散会
